

議案第49号

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和3年6月14日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、個人番号カードの再交付手数料を廃止するとともに、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

世田谷区手数料条例（平成12年3月世田谷区条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の7の3の項を削り、同表の66の項中「第1条の5第1項」を「第2条の3第1項」に改め、同表の66の2の項中「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改め、同表の67の2の項中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同表の68の2の項中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改め、同表の68の6の項中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改め、同表の69の6の項中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次号に掲げる改正規定以外の改正規定 令和3年8月1日
- (2) 別表第1の7の3の項を削る改正規定 令和3年9月1日